

区長、町内会長 各位

「不法投棄を許さない！」チラシの周知について（依頼）

岐阜県東濃県事務所において、不法投棄防止を呼びかける啓発チラシ「不法投棄を許さない！」を作成しました。

つきましては、地域住民の皆様への周知を図るため、下記のとおり御協力くださいますようお願いいたします。

記

（１）チラシ「不法投棄を許さない！」の概要

- ・東濃地域において不法投棄が発生している現状と、不法投棄を防止するためには「早期の発見・通報」と「捨てさせない環境づくり」が重要であることを周知するものです。

（２）早期の発見・通報

- ・不法投棄を防止するためには、異変に早く気づき、通報することが重要です。
- ・「廃棄物が大量に置かれている」「深夜や早朝にトラックが頻繁に出入りしている」「山林や空き地にごみが捨てられている」などの状況を発見した場合は、通報、情報提供をお願いします。
- ・通報先…岐阜県東濃県事務所 環境課 0572-23-1111（内線 213、214、215）
※匿名での通報も可能です。個人情報 は外部に公表されません。

（３）捨てさせない環境づくり（土地の所有や管理されている皆様へ）

- ・空き地や遊休地の除草、清掃など適切な維持管理を行う。
- ・防護柵、ロープ、警告看板等を設置し、不法投棄されにくい環境を整備する。
- ・土地の売却や賃貸を行う際は相手方の事業内容を十分確認し、契約内容を慎重に確認する。

（４）周知方法について（お願い）

- ・可能な範囲で次の方法により御協力をお願いします。
- ・町内会役員等へのチラシ配付・回覧
- ・地域集会所等への掲示・配架

<問い合わせ先>

担当：岐阜県東濃県事務所環境課

廃棄物対策係

電話：0572-23-1111 内線 213、214、215

岐阜県東濃県事務所からのお知らせ

不法投棄を許さない！

～みんなで守ろう東濃の環境～

多治見市・瑞浪市・土岐市内で、不法投棄が多発しています。
不法投棄を防ぐためには…
「早期の発見・通報」と「捨てさせない環境づくり」が重要です！

不法投棄の増加状況
4件(R2) ➡ 14件(R7)
(東濃3市 他地域の解体工事業者による
ガレキ・畳などの不法投棄 認知件数)

(1) 早期の発見・通報(早く気づいて通報)

不法投棄等が疑われる場合や「おかしい」と
感じた場合は、東濃県事務所環境課または各市
の担当課へご連絡ください。

(匿名可・個人情報は外部に公表されません)

【通報例】

例) 廃棄物が大量に置かれている
深夜や早朝にトラックが頻繁に出入りしている
山林や空地にごみが捨てられている



(2) 捨てさせない環境づくり

「資材置場として貸した土地に大量の廃棄物が
持ち込まれた」「遊休地に不法投棄された」と
いった事例が発生しています。

一度、廃棄物が搬入されると、撤去に時間や
費用がかかり、その負担や責任が土地所有者に
及ぶ場合があります。日頃の心がけで、トラブ
ルを未然に防ぐことができます。

【防止策】

例) 土地売却や賃貸は慎重に行う
相手の事業内容を必ず確認する
契約書に廃棄物に関する事を明記する
防護柵や警告看板を設置する

【問い合わせ先】

岐阜県東濃県事務所 環境課
TEL : 0572-23-1111
(内 213、214、215) ↓

